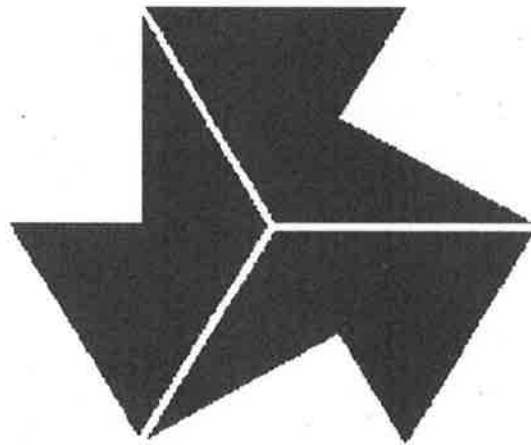


要 覧

(2019・2020年度版)



関東高等学校体育連盟

目 次

1	各都県高等学校体育連盟事務局所在地	1
2	関東高等学校体育連盟規約	2～3
3	関東高等学校体育連盟事務連絡規程	4～8
4	関東高等学校体育大会開催基準要項	9～12
5	関東高等学校体育大会開催に関する申し合わせ事項	13～15
6	関東高等学校体育大会役員編成基準	16
7	高等学校生徒の参加する選抜等大会の関東高等学校体育連盟共催についての取り扱い	17
8	共催申請書	18
9	関東高等学校体育大会開催予定	19
10	関東高等学校選抜等大会開催予定	20
11	関東高等学校体育連盟事務局と(公財)全国高等学校体育連盟関係役員の当番都県一覧	21
12	関東高等学校体育連盟新規加盟の条件	22
13	(公財)全国高等学校体育連盟競技者及び指導者規定	23～24

各都県高等学校体育連盟事務局所在地

都 県 名	事 務 局 所 在 地	TEL ・ FAX
茨 城 県	310-0911 水戸市見和1-356-2 県水戸生涯学習センター分館内	TEL 029-300-5012
	HP:URL http://ibarakikoutairen.web.fc2.com/	FAX 029-300-5013
	E-mail : kotairen@juno.ocn.ne.jp	
東 京 都	163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎北塔38F	TEL 03-5320-7470
	HP:URL http://www.tokyo-kotairen.gr.jp/	FAX 03-5388-1733
	E-mail : staff@tokyo-kotairen.gr.jp	
栃 木 県	320-0057 宇都宮市中戸祭1-6-3 スポーツ会館内	TEL 028-622-8660
	HP:URL http://www.tochigi-koutairen.jp	FAX 028-622-7579
	E-mail : kotairen@pluto.plala.or.jp	
群 馬 県	371-0805 前橋市南町4-35-1 県立前橋商業高校内	TEL 027-224-5046
	HP:URL http://gunma-koutairen.com/	FAX 027-221-9606
	E-mail : g-ktr@eagle.ocn.ne.jp	
山 梨 県	400-0805 甲府市酒折1-17-1 県立甲府東高校内	TEL 055-287-8862
	HP:URL http://www.yamanashi-koutairen.jp/	FAX 055-287-8872
	E-mail : jimukyoku@yamanashi-koutairen.jp	
埼 玉 県	330-0062 さいたま市浦和区仲町3-5-1 県民健康センター4F	TEL 048-822-6792
	HP:URL www.saitama-kotairen.com	FAX 048-822-0281
	E-mail : kotairen@green.ocn.ne.jp	
神 奈 川 県	221-0855 横浜市神奈川区三ツ沢西町3-1 県立スポーツ会館内	TEL 045-311-8817
	HP:URL http://www.kanagawa-kotairen.gr.jp/	FAX 045-313-2669
	E-mail : kotairen@pastel.ocn.ne.jp	
千 葉 県	263-0043 千葉市稲毛区小仲台5-10-1 県立千葉女子高校内	TEL 043-252-1691
	HP:URL http://www.chiba-koutairen.com/index.html	FAX 043-252-1842
	E-mail : hs-af12@jeans.ocn.ne.jp	

全 国	100-0003 千代田区一ツ橋1丁目1番1号 パレスサイドビル2F	TEL 03-6268-0027
	HP:URL http://www.zen-koutairen.com/	FAX 03-6268-0028
	E-mail info@zen-koutairen.com	

2 関東高等学校体育連盟規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は関東高等学校体育連盟という。

(事務所)

第2条 本連盟の事務局は当番県の高体連内におく。

(目 的)

第3条 本連盟は関東地域の高体連相互の緊密な連絡調整を行うとともに、高校体育の健全な発展を図るをもって目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 高校体育に関する基本方針並びに方策の確立
- (2) 関東高等学校各種目別体育大会の開催
- (3) (公財)全国高体連との連絡並びに団体相互の連絡調整
- (4) そのた、本連盟の目的達成に必要な事業

第2章 組 織

第5条 本連盟は関東地域に所在する都県単位の高体連をもって組織する。

(専門部)

第6条 本連盟に次の専門部を置き、その規定は別に定める。

陸上競技、体操、バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、ソフトボール、卓球、ラグビー、ハンドボール、バドミントン、サッカー、柔道、剣道、相撲、レスリング、ボクシング、弓道、水泳、ボート、登山、自転車、テニス、スキー、スケート、フェンシング、ウエイトリフティング、ヨット、ホッケー、空手道、アーチェリー、なぎなた、ライフル射撃、カヌー、少林寺拳法、研究部

第3章 役 員

(役 員)

第7条 本連盟に次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名	理事長	1名
常務理事	若干名	理事	若干名	監事	2名

(役員の選任)

第8条 役員は2年ごとの輪番制（茨城・東京・栃木・群馬・山梨・埼玉・神奈川・千葉）により、次のように選出する。

- (1) 会長は当番県の会長とする。
- (2) 副会長は各都県の会長とする。
- (3) 理事長は当番県の理事長とする。
- (4) 常務理事は各都県理事長と他に専門部より若干名を選出する。
- (5) 理事は次のように選出する。
 - ① 各都県高体連より2名
 - ② 各種目別関東高体連専門部の部長、または代表1名
- (6) 監事は理事会で推薦する。

(役員の委嘱)

第9条 役員は会長がこれを委嘱する。

(役員の職務)

第10条 会長は本連盟を代表して会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐する。会長事故ある時は、あらかじめ指名した副会長がその職務を代行する。
- 3 理事長は会務を掌理する。
- 4 常務理事は常務理事会を組織し、理事会から委任された事項及び緊急事項並びに会務を処理する。
- 5 理事は理事会を組織し、本連盟の決議機関とし、決算、予算、事業、役員選出、その他、重要事項を審議決定する。
- 6 監事は会計を監査する。

(役員任期)

- 第 11 条 本連盟の役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員による役員任期は前任者の残任期間とする。

第 4 章 会 議

(理事会)

- 第 12 条 理事会は毎年 2 回、4 月 1 1 月に会長が招集する。
- 2 必要があるときは、臨時に理事会を開くことができる。
 - 3 理事会の議長は会長とする。

(常務理事会)

- 第 13 条 常務理事会は必要に応じ随時会長が招集する。
- 2 常務理事会の議長は会長とする。

(議 決)

- 第 14 条 理事会・常務理事会は、その構成員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状は認める。

(会議録)

- 第 15 条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

第 5 章 会 計

(経 費)

- 第 16 条 経費は各都県の分担金、補助金、寄付金をもってあてる。

(会計年度)

- 第 17 条 本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌 3 月 3 1 日に終わる。

第 6 章 規 約 の 変 更

- 第 18 条 本連盟の規約の変更は理事会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

附 則

- この規約は昭和 4 6 年 1 1 月 1 8 日に制定する。
この規約は昭和 4 6 年 1 1 月 1 8 日から施行する。
この規約は昭和 5 9 年 1 1 月 2 6 日一部改定。
この規約は平成 3 年 4 月 2 2 日一部改定。
この規約は平成 6 年 1 1 月 2 2 日一部改定。
この規約は平成 1 0 年 1 1 月 3 0 日一部改定。
この規約は平成 1 2 年 1 1 月 2 8 日一部改定。
この規約は平成 1 3 年 4 月 1 6 日一部改定。
この規約は平成 1 4 年 4 月 1 5 日一部改定。
この規約は平成 1 6 年 4 月 1 5 日一部改定。
この規約は平成 2 7 年 4 月 1 3 日一部改定。

3 関東高等学校体育連盟事務連絡規程

第1条 関東高等学校体育連盟事務局の輪番は次のとおりとする。

茨城・東京・栃木・群馬・山梨・埼玉・神奈川・千葉

第2条 引き継ぎは4月10日までにを行うことを原則とする。

引継書類は次のとおりとする。

- 1) 関東高等学校体育連盟規約及びその他の規程
- 2) 役員名簿
- 3) 議事録
- 4) 庶務書類
- 5) 会計報告書
- 6) 第4条に規定した書類

第3条 都県高体連並びに専門部は、新役員名簿を原則として4月20日までに当番都県事務局に提出し、同年度中に変更したときは、ただちに報告するものとする。

第4条 関東高等学校体育大会開催地高体連は、次の書類を関東高体連事務局に提出するものとする。

- 1) 大会実施要項
- 2) 大会報告書（様式1・2）
- 3) 大会収支決算書（様式3）
- 4) 大会プログラム
- 5) 次年度開催予定（様式4）

第5条 関東高体連会長の印鑑は、当番都県事務局において保管するものとする。

平成 年度 関東高等学校体育大会報告書

種 目：

開 催 地：

大会名：

期 日：

会 場：

成績

種 別 等	1 位		2 位		3 位		4 位		5 位		6 位		7 位		8 位		
	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	学校名	都県名	
男 子																	
女 子																	

報告責任者

 印

記入(入力)上の注意

- 様式は、変更しない。
- 私立・県立・都立は、記入(入力)しない。
- ～高等学校は、記入しない。～学園・～学院は、記入(入力)する。
- 都県名は、「東京都」は、「東」のように頭文字のみ記入(入力)する。

平成 年度 関東高等学校体育大会報告書

種 目 : _____ 開催都県 : _____

大会名 : _____ 会 場 : _____

期 日 : _____

運営に関する反省

大会全般	
経 費	
競技運営	
宿 泊	
そ の 他	

報告責任者

印

平成 年度 関東高等学校〇〇大会収支予算書(決算書)

収 入

科 目	金 額 (円)	摘 要
補 助 金		〇〇都県教育委員会
		〇〇市 〇〇町 〇〇村 教育委員会
		関東〇〇連盟 県〇〇協会
負 担 金		都県高体連負担金
		専門部負担金
参 加 料		〇〇〇円 × 〇〇チーム 〇〇〇円 × 〇〇〇人
雑 収 入		広告 プログラム売上げ 銀行利子等
合 計		

支 出

科 目	金 額 (円)	摘 要
諸 謝 金 費		補助員、医師、看護師、ブラスバンド等協力者に対する報酬謝金
褒 償 費		賞状・メダル・トロフィー・レプリカ
旅 費		役・職員、審判員等の旅費(日当、宿泊費を含む)
消 耗 品 費		事務用品、薬品類、役員徽章、リボン、写真フィルム 各種燃料油、プラカード、看板、競技用消耗品 シャツ類(役員・補助員等認識のために作成したもの)
印 刷 製 本 費		プログラム、ポスター、大会要項、申込書類、招待状、地図 報告書等の印刷代、(用紙代を含む)及び製本代 書類、伝票帳簿等の製本代、写真の現像代
通 信 運 搬 費		郵便料、電信料、電話料(架設料含む)、振込等銀行手数料等 競技用品・事務用品等の荷造費及び運賃
借 料 及 び 損 料 費		会場使用料、土地建物の借料、器具・機械の借料及び損料 役員輸送バス借上料
会 議 費		準備委員会、代表者会議、監督会議、反省会等
食 糧 費		競技関係者の食糧
雑 費		ゴミ処理代、行事保険料等
予 備 費		(決算には不要)
合 計		

報告責任者

印

平成 年度関東高等学校体育大会開催予定表

都 県 名

種 目	大 会 名	期 日	申 込 締 切	開 催 地	会 場 地	会 場 名	最 寄 駅	備 考

- (1) 前日開会式を行う種目については、備考欄に○印を記入(入力)する。
- (2) 大会会場最寄り駅を、記入欄に記載する。
- (3) 提出締め切りは、前年度会長・理事長・事務局合同会議までとする。

上記のとおり報告します。
平成 年 月 日

高体連 理事長 印

4 関東高等学校体育大会開催基準要項

開催の趣旨

高等学校教育の一環として、広くスポーツ実践の機会を与え、技術の向上と気力の充実をはかり、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、生徒相互の友情をはぐくみ、次代のにない手としての素地を養成するものである。

- 1 主催 関東高等学校体育連盟
及び関東競技種目別統轄団体、開催地教育関係機関を原則とする。
- 2 主管 競技の主管は関東高等学校体育連盟当該種目別専門部、
開催都県高等学校体育連盟及び開催都県競技種目別団体とする。
- 3 後援 主催者、主管者が適当と認めた機関団体とする。
- 4 大会名称 平成〇〇年度関東高等学校（男子・女子）〇〇〇〇大会と称する。
- 5 大会の開催 (1) 大会は関東地域（茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨）
で開催する。
(2) 種目別大会は各都県順番を原則とし、別表によって毎年開催する。
- 6 大会の期間 (1) 競技日程は原則として2日を超えないこととする。
(2) 開催期間は6月の第1週、または第2週を原則とする。
但し、陸上・水泳・スキー・スケート・駅伝・登山は別に定める。
- 7 競技方法 競技種目別学校対抗とする。
- 8 引率・監督 (1) 出場チームの選手は必ず引率責任者によって引率される。引率責任者は選手の
すべての行動に対し、責任を負うものとする。
(2) 引率責任者は、団体の場合は校長の認める当該校の職員とする。
個人の場合は校長の認める学校の職員とする。また、校長から引率を委嘱された
「部活動指導員」(学校教育法施行規則第78条の2に示された者)も可とする。
但し、「部活動指導員」に引率を委嘱する校長は都県高体連会長に事前に届け出
ること。
(3) 監督・コーチ等は校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害
・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入することを条件とする。
但し、各都県における規程が定められ、引率・監督者がこの基準より限定された
範囲内であればその規程に従うことを原則とする。
- 9 参加資格 (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校（中等教育学校後期課程を含
む。）に在籍する生徒であること。但し、休学中、留学中の生徒を除く。
(2) 選手は、各都県高等学校体育連盟加盟校の生徒で、当該競技専門部に登録し、
当該競技要項により参加資格を得たものに限る。但し、各都県高体連に専門部が
設置されていない種目については、加盟校の生徒であることとする。
(3) 年齢は平成〇〇年4月2日以降に生まれたものとする。（〇〇部分の数字は、
開催当該年度－19となる。）但し、出場は同一競技3回までとし、同一学年での
出場は1回限りとする。（「出場」とは登録やエントリーでなく、試合の出場回
数をさし、専門部が責任を持って調整・確認する。）
(4) チームの編成において、全日制課程・定時制課程・通信制課程の生徒による
混成は認めない。
(5) 統廃合の対象となる学校については、統廃合完了前の2年間に限り合同チーム
による大会の参加を認める。

- (6) 転校（転籍）後6ヶ月未満（水泳は1年）のものは参加を認めない。（外国人留学生もこれに準ずる）
但し、一家転住等やむを得ない場合は、各都県高等学校体育連盟会長の許可があればこの限りではない。
- (7) 出場する選手は、あらかじめ健康診断を受け、在学する学校長及び所属高等学校体育連盟会長の承認を必要とする。
- (8) 全国高等学校総合体育大会の予選を兼ねるものについては、(公財)全国高体連で定めたものによる。
- (9) 関東高等学校体育大会参加資格の特例
- ア 上記(1)及び(2)に定める生徒以外で、当該競技要項により大会参加資格を満たすと判断され、都県高等学校体育連盟が推薦した生徒について、別途に定める規程に従い大会参加を認める。
 - イ 上記(3)の但し書きについては、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の出場は、同一競技3回限りとする。

[大会参加資格の別途に定める規程]

- 1 学校教育法第72条、115条、124条及び134条の学校に在籍し、都県高等学校体育連盟の大会に参加を認められた生徒であること。
- 2 以下の条件を具備すること。
 - (1) 大会参加を認める条件
 - ア 関東高等学校体育連盟の目的を理解し、それを尊重すること。
 - イ 参加を希望する専修学校及び各種学校にあっては、学齢・修学年限ともに高等学校と一致していること。
また、連携校の生徒による混成は認めない。
 - ウ 各学校にあっては、都県高等学校体育連盟の予選会から出場が認められ関東大会への出場条件が満たされていること。
 - エ 各学校にあっては、部活動が教育活動の一環として、日常継続的に責任ある顧問教員の指導のもとに適切に行われており、活動時間等が高等学校に比べて著しく均衡を失することなく、運営が適切であること。
 - (2) 大会参加に際し守るべき条件
 - ア 関東高等学校体育大会開催基準要項を厳守し、競技種目大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 大会参加に際しては、万一の事故の発生に備えて傷害・賠償保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
 - ウ 大会開催に要する経費については、応分の負担をすること。

(10) 関東高等学校体育大会参加制限

[外国人留学生の出場枠について]（出場枠を設けている専門部に適用）

- ア 学校教育法第1条に規定する高等学校卒業を目的として入学している生徒であること。
- イ 在籍校が、都県高等学校体育連盟に加盟していること。
- ウ 年齢は平成〇〇年2日以降に生まれた者とする。（〇〇部分の数字は、開催当該年度-19となる。）
- エ 短期留学は除く。
- オ 人数については、全国高等学校総合体育大会に準じて各専門部ごとに制限を書く。

- 10 大会役員 開催地の高体連会長が関東高等学校体育連盟会長の名において実施し、別紙役員編成基準表によって編成する。
- 11 参加申込方法 (1) 当該学校長の責任において、所定の様式により定められた期限までに申し込むものとする。
(2) 申込締切日は原則として6月第1週開催日の15日前以降とする。
但し、6月以外に開催する種目については、原則として15日前とする。
(3) 申込場所は各競技種目ごとに定める。
※個人情報の取り扱いに関して
大会参加に際して提供される個人情報は本大会に利用するものとし、これ以外の目的に利用することはありません。
(詳しくは、関東高等学校体育大会参加における個人情報及び肖像権に関わる取扱についてを参照ください。)
- 12 参加料 団体20,000円、個人2,100円を上限とする。
但し、スキーについては個人3,000円を上限とする。
- 13 参加章 参加章は原則として作らない。
- 14 表彰 各競技とも入賞者に賞状を授与する。但し、1位～8位までを原則とする。
- 15 プログラム プログラムは有料で頒布する。但し、次については無料とする。
(1)大会役員 (2)競技役員 (3)監督 (4)参加校1部 (5)報道関係者
- 16 大会経費 負担金・参加料・補助金等でまかなう。
大会の経費は極力簡素にすることを旨とする。
- 17 宿泊 (1) 役員・監督・選手の宿泊は、開催地において準備する。
(2) 所定の用紙により所属学校長の責任において、参加申込書とともに開催都県大会事務局あてに申し込むこと。
(3) 宿泊料金は関東高等学校体育連盟で決定した額とする。
- 18 参加上の注意 競技中の疾病・傷害などの応急措置は主催者側で行うが、その後の責任は負わない。
なお、参加者は健康保険証を持参すること。
- 19 その他 その他の事項については、全国高等学校総合体育大会開催基準要項に準ずるものとする。

平成15年11月25日 一部改正
平成16年11月24日 一部改正
平成19年4月16日 一部改正
平成21年4月16日 一部改正
平成21年11月24日 一部改正
平成22年4月20日 一部改正
平成25年11月22日 一部改正
平成26年4月14日 一部改正
平成29年4月17日 一部改正
平成30年11月27日 一部改正

関東高等学校体育大会における個人情報 及び肖像権にかかわる取り扱いについて

関東高等学校体育連盟

関東高等学校体育連盟は、大会参加申込書等を通じて取得される個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応します。

1 参加申込書に記載された個人情報の取り扱い

- (1) 大会プログラムに掲載します。
- (2) 競技会場内でアナウンス等により紹介されることがあります。
- (3) 競技会場内外の掲示板等に掲載されることがあります。

2 競技結果（記録）等の取り扱い

- (1) 開催都県各種目専門部の報道・記録係を通じて公開されます。
- (2) 認められた報道機関等により、新聞・雑誌及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (3) 大会プログラム掲載の個人情報とともに、大会本部が作成する大会報告書（以下「報告書」という。）に掲載されます。
- (4) 新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等は、次年度以降の大会プログラムに掲載されることがあります。

3 肖像権に関する取り扱い

- (1) 認められた報道機関等が撮影した写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがあります。
- (2) 認められた報道機関等が撮影した映像が中継または録画放映されることがあります。また、DVD等に編集され、配布されることがあります。
- (3) このほか、関東高等学校体育連盟の許可にもとづき、記念写真等が販売されることがあります。

4 開催都県各専門部としての対応について

- (1) 取得した個人情報を上記利用目的以外に使用することはありません。
- (2) 参加申込書の提出により、上記の取り扱いに関するご承諾をいただいたものとして、対応させていただきます。
- (3) 個人情報等の掲載または公開等に関してのご質問は、関東高等学校体育連盟事務局または大会を開催する各都県高等学校体育連盟まで御連絡ください。

連絡先・問い合わせ先

関東高等学校体育連盟 事務局（茨城県）	029-300-5012
東京都高等学校体育連盟	03-5320-7470
栃木県高等学校体育連盟	028-622-8660
群馬県高等学校体育連盟	027-224-5046
山梨県高等学校体育連盟	055-287-8862
埼玉県高等学校体育連盟	048-822-6792
神奈川県高等学校体育連盟	045-311-8817
千葉県高等学校体育連盟	043-252-1691

5 関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項

1 大会の期間について

(1) 原則として2日とする。ただし、前日に開会式を実施せざるを得ない種目は、前年度理事会で承認を得ること。

ア 3日（土・日・月）を認めている種目。ただし、月曜は決勝のみ。

ハンドボール・サッカー・ボクシング・テニス

イ 開会式を含め3日を認めている種目

水泳・スケート（アイスホッケー）・自転車（トラック）及び登山（金・土・日）

ウ 予備日を設ける種目。

自転車・ヨット・ホッケー・ソフトテニス・ソフトボール

エ 特例

① 平日開催を認めている種目。

スキー・ヨット（日・月）・自転車（ロード）（月）

② 開会式を含め4日（金・土・日・月）を認めている種目。

陸上競技

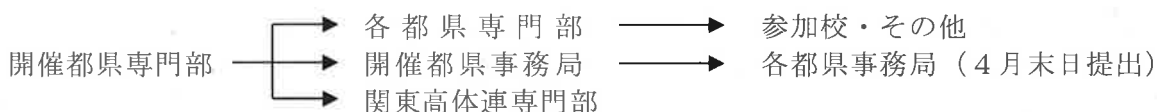
* 6月の第1週の基準日は日曜日とする。

(2) 別に定める競技の開催期日は、原則として下表のとおりとする。

陸上	水泳	スキー	スピードスケート	アイスホッケー	駅伝	登山
6月中旬	7月下旬	1月下旬	2月上旬	12月上旬	11月下旬	10月～11月上旬

2 大会関係文書の発送は次のとおりとする。

ただし、各都県高体連会長・理事長への委嘱状の発送は不要。



3 大会終了後の報告は次のとおりとする。

開催都県専門部 → 開催都県事務局（①②③④）メールによる添付ファイルを追加
 → 各都県専門部（①②）

開催都県事務局 → 開催都県事務局（②④）
 → 関東高体連事務局（①②③④）メールによる添付ファイルを追加

①大会報告書 …… 事務連絡規程（様式1・2）

②大会成績一覧表

③大会収支決算書 …… 事務連絡規程（様式3）

④大会プログラム

* 次年度開催予定（様式4）は、会長・理事長・事務局合同会議までに事務局と県に提出。

4 宿泊について

(1) 宿泊は、開催都県、大会事務局をとおして申し込むこと。

(2) 指定以外の宿舎には、原則として宿泊しないこと。

(3) 申込み後のキャンセルはしないこと。

5 その他

(1) 大会要項に載せる参加資格は、開催基準要項の「参加資格」を必ず掲載する。

(2) 参加申込書には、必ず学校長印・都県高体連会長印を押印する。

(3) 派遣審判員は、各都県2名以内を基準とする。

(4) 大会運営における危機管理については、「関東高等学校体育大会危機管理マニュアル」（平成30年11月27日策定）を活用する。

関東高等学校体育大会に関する申し合わせ事項（事務手続き）

1 宿泊費・要項内容等の変更について

- (1) 宿泊費が関東高体連で決定した額を超える場合は、前年度秋季理事会（専門部長・理事合同会議）に「都県高体連会長名」で申請・承認を得る。
- (2) 実施要項の内容等の変更に関する申請は、前年度秋季理事会に「関東専門部長名」で申請・承認を得る。（ただし、参加規模変更等に関する申請は、前年度春季理事会まで。なお、開会式を前日に実施する場合は、実施要項の内容等の変更にはあたらない。）

2 次年度大会開催予定

様式4により、前年度9月の各都県会長・理事長・事務局合同会議までに関東高体連事務局へ報告する。

3 プログラムについて

- (1) 次の内容を必ずプログラムに掲載する。
会長あいさつ、教育長あいさつ、大会役員、競技役員、大会要項、個人情報取り扱い、栄光の記録
- (2) 次の内容をできるだけプログラムに掲載する。
高体連マークの由来と高体連の歌
- (3) サイズは、原則A4版とする。
- (4) プログラム表紙に商標に類するものは使用しない。

4 大会役員委嘱について

各都県会長・理事長の役員委嘱は、特に行わないものとする。

5 大会会場最寄り駅の記載について

大会要項に、会場最寄り駅を記載する。（参加校等の事務手続き上必要）

6 宿泊料金について

- (1) 宿泊は、開催都県実行委員会の斡旋する宿舎とする。
- (2) 料金は、1泊3食〇〇,〇〇〇円 内税（昼食代〇〇〇円 内税）と記載する。
※ 1泊3食 11,880円を上限とする。（平成25年11月22日）

7 各都県派遣審判員について

- (1) 各都県2名を原則とする。
- (2) 派遣依頼は、開催都県大会会長名とする。
- (3) 会期、派遣期間、旅費負担等について明記する。 *別紙文書例を参照のこと。
- (4) 旅費・宿泊費等については、派遣する各都県の高体連（専門部）が負担する。

8 参加料について

スキーについては、群馬県の固定であり負担をかけている。また、民間施設であるため、コース整備に多額の費用がかかる。

9 負担金について

スキーとスピードスケートに参加する都県高体連は5万円を負担する。

文書例

文書 発 送 番 号
平成 年 月 日

〇〇高等学校長 様
(千葉県所属の場合は : 千葉県高等学校体育連盟会長 様)

関東高等学校〇〇大会
会 長 〇 〇 〇 〇 印
(開催都県高等学校体育連盟会長)

平成〇〇年度関東高等学校〇〇〇大会競技役員の委嘱について (依頼)

〇〇の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から高等学校体育・スポーツの振興について深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度標記大会を〇〇県(都) 〇〇市(町)において開催することになりました。

つきましては、ご多用中大変恐縮ですが、貴校(貴所属) 〇〇〇〇様[千葉県: 貴所属 〇〇高等学校 △△ 様を]を競技役員(係名記載)に委嘱したいのでご承諾いただき、下記により派遣していただきたく特段のご配慮をお願い申し上げます。

なお、派遣に要する経費は、貴県(都) 高等学校体育連盟が負担することを申し添えます。

記

- 1 派遣期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇) ~ 〇〇月〇〇日(〇)
- 2 競技会場 「開催会場名」
〇〇県(都) 〇〇市(町) 〇〇町〇〇番地
TEL _____
- 3 競技日程 〇〇月〇〇日(〇) 〇〇時 ~ 役員打合せ、監督会議等
〇〇時 ~ 開会式
〇〇日(〇) 〇〇時 ~ 〇〇時 競技会
〇〇日(〇) 〇〇時 ~ 〇〇時 競技会
〇〇時 ~ 閉会式
- 4 宿泊場所 「宿舎名」
〇〇県(都) 〇〇市(町) 〇〇町〇〇番地
TEL _____
- 5 その他 (1) 集合時間・場所等を記載する
(2) 諸連絡を記載する
- 6 問合せ先 〇〇高等学校 △△
電話番号

6 関東高等学校体育大会役員編成基準

【大会役員】

役員区分	役員		
	開催都県(市町村)に関する役職	関東地区に関する役職	各都県(開催都県は除く)に関する役職
名誉会長	知事・教育長	当該競技種目統括団体会長	
大会会長	高体連会長		
大会副会長	高体連副会長・高体連当該競技種目専門部長 当該競技種目団体会長	高体連当該競技種目専門部長 (弾力的扱いとする)	
顧問	都県議会議長・市町村長・市町村議会議長 都県文教委員・都県教育委員・市町村教育長 高体連顧問・当該競技種目団体顧問 体育協会会長		高体連会長 当該競技種目団体会長
参与	保健体育主管課長・市町村保健体育主管課長 高体連参与・当該競技種目団体副会長 当該競技種目団体参与 体育協会理事(専務理事)・参加各学校教育 会場責任者	当該競技種目統括団体育理事	高体連理事 当該競技種目団体育理事 高体連当該競技種目専門部長 参加各学校
大会委員長	高体連理事		
大会副委員長	高体連当該競技種目専門委員長 高体連副理事長(事務局長) 当該競技種目団体育理事	高体連当該競技種目専門委員長 (弾力的扱いとする)	
委員	保健体育課職員・市町村保健体育課職員 高体連事務局員 当該競技種目団体役員(若干名)		高体連当該競技種目専門委員長

【競技役員】については、各専門部で対応する。(特に副部長の処遇について)

7 高等学校生徒の参加する選抜等大会の 関東高等学校体育連盟共催についての取り扱い

競技会の規模及び日程が、生徒の心身の発達から見て無理がなく、また教育的配慮のもと都県高等学校体育連盟の運営に支障がないよう計画され、以下の内容を満たす場合は、関東高等学校体育連盟は名義共催をすることができる。

- 1 主催 関東競技種目別統括団体及び同団体に準ずる団体を原則とする。
- 2 期 日 学業に支障のない期間中に実施すること。
(長期休業期間、土曜、日曜、祝日)
- 3 経 費 大会運営に関しては主催者負担とし、選手の大会参加に要する経費は極力抑制するよう、関係団体で配慮すること。
- 4 規 模 関東全域にまたがる大会であること。
- 5 加 盟 関東高等学校体育連盟に専門部があること。
- 6 回 数 従来おこなわれている関東大会を含めて2回以内であること。
- 7 申 請 開催年度の5月末日までに下記書類を添えて、関東高等学校体育連盟会長あてに申請書を年度ごとに提出すること。

[提出書類] (1) 大会要項

(2) 予算書

(3) 主な大会役員名

(4) 参加予定校数・選手数

- 8 その他 (1) 事業計画を変更した場合は、直ちに関東高体連事務局に届け出ること。
- (2) 共催が承認された場合には、下記事項を厳守すること。
 - ア 大会前に大会要項を関東高体連事務局並びに、各都県高体連事務局に送付すること。
 - イ 大会終了後は、報告書(成績、収支決算書、プログラム)を関東高体連事務局に送付すること。
- (3) 参加料及び宿泊料の額については、該当年度の関東高等学校体育大会の額を目安とすること。

※ 後援についても上記に準ずる。

昭和54年11月30日	決 定
昭和56年11月17日	補 足
平成 6年11月22日	補 足
平成14年 4月15日	補 足
平成16年 4月15日	一部改定

8 共 催 申 請 書

【記載例】

平成〇〇年〇〇月〇〇日

関東高等学校体育連盟会長 殿

申請者 住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇-〇-〇
団 体 名 関東〇〇〇〇連盟(協会)
代 表 者 名 会長 〇 〇 〇 〇

会長印

下記行事の共催を承認されるよう申請いたします。

記

- 1 行事の名称 平成〇〇年度第〇〇回関東高等学校〇〇〇〇選抜大会
- 2 主 催 関東競技種目別統括団体 関東高等学校体育連盟
- 3 主 管 〇〇都県競技種目別団体 関東高体連〇〇専門部 等
- 4 後 援 〇〇都県教育委員会 〇〇市町村教育委員会 等
- 5 行事の趣旨 (全国選抜大会の関東予選会という趣旨は記載しない)
- 6 場所・日程 〇〇都県〇〇総合体育館
平成〇〇年〇〇月〇〇日(曜日)～〇〇日(曜日) 〇日間
- 7 参加予定者 団体 〇〇校 計 〇〇校
及び参加の方法 個人 〇〇校 計 〇〇校
各都県から選抜された学校・個人
- 8 ポスター posterは作成しない。
広告・賞状 協賛会社を大会プログラムに広告掲載予定。
賞状は団体上位〇校、個人上位〇名に授与する。(大会要項による)
- 9 提出書類 大会要項(案)、収支予算書(案)、主な大会役員名(別紙を添付)
- 10 連絡先・ 不明な点の問い合わせ先、担当者名を記載する。
担当者名 共催承認書の送付先が申請者住所と異なる場合も、送付先をその旨明記する。

2019～2026年度 関東高等学校体育大会開催予定

(H31.3.13現在)

年度	東京	神奈川	千葉	山梨	埼玉	栃木	群馬	茨城	備考
2019	ライフル射撃 レスリング 少林寺拳法 剣道 相撲 ハンドボール	ホッケー ラグビー ヨット 駅伝 ボクシング	バレーボール女 体操	バスケットボール男 フェンシング 水泳 ウエイトリフティング	卓球 ソフトボール ソフトテニス ボート	バレーボール男 空手道 バドミントン 自転車 アイスホッケー	テニス アーチェリー スキー 柔道 カヌー スケート 登山	陸上競技 バスケットボール女 なぎなた 弓道 サッカー	
2020	弓道	卓球 カヌー バレーボール男 柔道 ソフトテニス	バドミントン 相撲 フェンシング ホッケー	剣道 バレーボール女 アーチェリー ボート 登山 自転車 ハンドボール	ウエイトリフティング バスケットボール女 体操 ボクシング 陸上競技	テニス なぎなた サッカー ライフル射撃 スケート 駅伝	ソフトボール 空手道 スキー バスケットボール男 水泳 アイスホッケー レスリング	少林寺拳法 ヨット ラグビー 駅伝	全国高校総体 北関東 東京オリンピック
2021	バスケットボール女 レスリング	自転車 ボート フェンシング アーチェリー 陸上競技 レスリング	ヨット バスケットボール男 柔道 空手道 ラグビー 登山 テニス	体操 サッカー なぎなた スケート	水泳 剣道 バレーボール男 相撲	少林寺拳法 ハンドボール 駅伝 ソフトボール ボクシング ソフトテニス	スキー ウエイトリフティング 弓道	卓球 バドミントン アイスホッケー カヌー ライフル射撃 ホッケー バレーボール女	
2022	駅伝 バレーボール女 ボクシング ソフトテニス テニス	バスケットボール男 ハンドボール 弓道 サッカー 登山	卓球 水泳 ボート テニス カヌー	ラグビー 柔道 ヨット 空手道 ライフル射撃	バドミントン 自転車 アイスホッケー アーチェリー なぎなた	陸上競技 体操 バスケットボール女 ホッケー	バレーボール男 剣道 相撲 スキー スケート フェンシング 少林寺拳法	ソフトボール レスリング ウエイトリフティング 駅伝	
2023	卓球 ラグビー サッカー 水泳 登山 アーチェリー	体操 ソフトボール アイスホッケー ウエイトリフティング ヨット なぎなた	駅伝 バレーボール男 ソフトテニス 剣道 ライフル射撃	陸上競技 バスケットボール女 バドミントン 相撲 ボクシング	レスリング 弓道 テニス 空手道 少林寺拳法	バレーボール女 スケート フェンシング カヌー	自転車 スキー ホッケー	バスケットボール男 ハンドボール 柔道 ボート	
2024	陸上競技 体操 アイスホッケー フェンシング ウエイトリフティング	バレーボール女 バドミントン 剣道 空手道 少林寺拳法	ソフトボール ハンドボール サッカー ボクシング アーチェリー	バレーボール男 レスリング スケート ホッケー	バスケットボール男 ラグビー 柔道 ボート 登山 ライフル射撃 カヌー	相撲 弓道	駅伝 バスケットボール女 ソフトテニス 卓球 スキー なぎなた	水泳 自転車 テニス ヨット	
2025	バスケットボール男 ソフトボール 相撲 自転車 空手道	テニス ライフル射撃	バスケットボール女 ヨット アーチェリー なぎなた 少林寺拳法	ソフトテニス 卓球 弓道 ボート カヌー	バレーボール女 サッカー ホッケー 駅伝	陸上競技 ラグビー 柔道 レスリング 水泳 登山 ウエイトリフティング	ハンドボール バドミントン ボクシング スキー スケート アイスホッケー	体操 バレーボール男 剣道 フェンシング	
2026	バレーボール男 バドミントン 柔道 ホッケー アーチェリー なぎなた 少林寺拳法	バスケットボール女 相撲 水泳 ボート 駅伝	卓球 レスリング 弓道 ウエイトリフティング 自転車	テニス ヨット	ソフトボール ハンドボール フェンシング	バスケットボール男 剣道 スケート アイスホッケー	体操 バレーボール女 ラグビー サッカー スキー ライフル射撃 カヌー	陸上競技 ソフトテニス ボクシング 登山 空手	

2019～2023年度 関東高等学校選抜等大会開催予定

平成31年3月13日現在

No.	種 目	通常開催月	2019	2020	2021	2022	2023	備 考
1	水泳(水球)	6月	東京	栃木	茨城	群馬	千葉	選抜独自のローテーション
2	弓道	9月	東京					毎年東京都開催 (9月第2日曜日開催)
3	カヌー	9月	群馬	神奈川	茨城	千葉	栃木	会場は山梨県
4	陸上競技	10月	千葉	神奈川	茨城	群馬	埼玉	選抜独自のローテーション
5	相撲	10月	千葉	東京	栃木	山梨	神奈川	選抜独自のローテーション
6	ボート	10月	山梨	東京	山梨	神奈川	埼玉県	東京・山梨・神奈川・埼玉の4県で ローテーション(H28から)
7	自転車	11月	山梨	群馬	山梨	群馬	山梨	
8	ホッケー	11月	群馬	千葉	栃木	東京	埼玉	第1～5回まで埼玉で開催、以後選 抜独自のローテーション
9	アーチェリー	11月	東京	群馬	山梨	神奈川	埼玉	関東高校体育大会翌年開催(原 則)3年先まで内定
10	ライフル射撃	11月	埼玉	神奈川	千葉	東京	栃木	選抜独自のローテーション
11	卓球	12月	東京	群馬	山梨	栃木	埼玉	選抜独自のローテーション(平成8 年度まで東京開催)
12	バドミントン	12月	千葉	茨城	埼玉	山梨	神奈川	関東大会開催の前年に開催
13	テニス	12月	千葉					平成23年度より毎年千葉県開催
14	少林寺拳法	12月	茨城	栃木	群馬	埼玉	神奈川	選抜独自のローテーション
15	ソフトテニス(男)	1月	群馬	山梨	東京	東京	東京	平成14年度まで東京開催、平成 15年度以降男女交互で東京と 他県で開催
	ソフトテニス(女)	1月	東京	東京	茨城	埼玉	神奈川	
16	ボクシング	1月	茨城	神奈川	埼玉	栃木	東京	関東高校体育大会翌年開催
17	フェンシング	1月	山梨	千葉	神奈川	群馬	栃木	関東高校体育大会終了都県が、 年度後期に開催(平成9年度～)
18	ウェイトリフティング	1月	神奈川	茨城	栃木	群馬	東京	選抜独自のローテーション
19	空手道	1月	山梨	茨城	千葉	群馬	東京	選抜独自のローテーション
20	バスケットボール	2月	山梨	茨城	群馬	神奈川	埼玉県	東京を除く7県でローテーション
21	ラグビー	2月	栃木・群馬	神奈川・山梨	埼玉・東京	群馬・栃木	千葉・茨城	平成24年度までは埼玉開催、平成25 年度以降各都県でローテーション。
22	ハンドボール	2月	山梨	茨城	東京	千葉	群馬	選抜独自のローテーション
23	レスリング	2月	茨城	埼玉	山梨	栃木	千葉	選抜独自のローテーション
24	ヨット	3月	茨城	千葉	山梨	神奈川	茨城	選抜独自のローテーション
関東高校選抜等大会を実施していない種目			バレーボール・体操・ソフトボール・サッカー・柔道・剣道・登山・スキー・スケート・なぎなた					

関東高等学校体育連盟事務局と(公財)全国高等学校体育連盟関係員の当番都県一覧

年 度	事務局都県	全国総体中央委員		全国総体検討委員	基本問題検討委員	表彰審査委員 傷病見舞審査委員	
2017・2018	千葉	群馬	東京	山梨	千葉	埼玉	茨城
2019・2020	茨城	山梨	栃木	埼玉	茨城	神奈川	東京
2021・2022	東京	埼玉	群馬	神奈川	東京	千葉	栃木
2023・2024	栃木	神奈川	山梨	千葉	栃木	茨城	群馬
2025・2026	群馬	千葉	埼玉	茨城	群馬	東京	山梨
2027・2028	山梨	茨城	神奈川	東京	山梨	栃木	埼玉
2029・2030	埼玉	東京	千葉	栃木	埼玉	群馬	神奈川
2031・2032	神奈川	栃木	茨城	群馬	神奈川	山梨	千葉

基本問題検討委員 関東高体連事務局を担当した都県が基本問題検討委員を兼ねる。

全国評議委員 平成25年度から神奈川県理事長が担当。任期は4年(平成28年度まで)であるが、任期途中で退任したため、平成27年度から千葉県理事長が担当。平成29年度から茨城県理事長が担当任期は4年(平成32年度まで)

ただし、現在の評議委員に人事異動があった場合は、その時点で任期は終了。新たに次の事務局担当都県理事長が、退任した評議員の任期の満了する時まで担当する。以降、同様に改選を行う。

財務委員会 全国高体連から指名がある。

1 2 関東高等学校体育連盟新規加盟の条件

- 1 都県高体連への加盟が5以上である。
- 2 学校体育・スポーツ活動として適当であり、普及性がある。（部活動として認められている）
- 3 大会運営の規模（経費、参加人数等）が適正である。
- 4 活動実績（大会の経過）がある。
- 5 上部団体組織がある。

なお、加盟にあたっては、下記資料を添えて、関東高体連会長あてに申請する。

- 1 専門部設置趣意書
- 2 専門部規約（案）
- 3 各都県での活動状況
 - （1）各都県高体連での加盟状況
 - （2）各都県の役員、設置校、生徒数
- 4 関東・全国での大会実績、大会要項、決算書等
- 5 上部団体（協会・連盟）の組織状況
- 6 加盟後の大会開催地（主催都県）
- 7 その他

13 競技者及び指導者規程

第1章 総 則

第1条（目的）

高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われるものであり、その活動はアマチュア・スポーツマン精神に則り実施されなければならない。公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下本連盟）は、競技者及び指導者の保護と健全な体育・スポーツ活動の推進を図るため、基本的事項について定める。

第2条（規程の適用）

この規程は、以下の競技者と指導者に適用する。

- （1）競技者とは、都道府県高等学校体育連盟（以下都道府県高体連）に加盟する学校教育法第1条に定められた高等学校の生徒で、都道府県高体連当該競技専門部を通して全国高体連当該競技専門部に登録した者をいう。
ただし、別途定める規定によって大会参加を認められた競技者も含める。
- （2）指導者とは、本連盟役員及び本連盟が主催する大会の役員、監督・コーチ・引率者をいう。

第2章 競技者

第3条（競技者のあり方）

- （1）高等学校の生徒として、体育・スポーツ活動を通して自己研鑽に努める。
- （2）競技規則はもとより社会生活におけるルールとマナーを守り、フェアプレイの精神に徹する。
- （3）体育・スポーツ活動を通してお互いの友情を深めるとともに、ボランティア活動等にも積極的に参加する。
- （4）スポーツ活動を行うことによって、物質的な利益を自ら受けない。
- （5）スポーツ活動によって得た名声を、自ら利用しない。

第4条（競技者の禁止事項）

- （1）大会参加により授与される賞金、高価な商品を受領すること。
- （2）企業等から入社契約もしくはこれに準ずるものの前渡しや、金品の支給、貸与等の物質的利益を受けること。
- （3）各種大会に参加するための旅費その他の経費を、当該校関係又は大会主催者以外から受領すること。
- （4）自分の氏名、写真、競技実績を広告等に使用すること。ただし、本連盟が認めた場合を除く。

第5条（大会等への参加）

- （1）競技者が大会等に参加するときは、在学校長の責任によって申し込むものとする。
- （2）競技者が本連盟の主催する以外の大会等に参加しようとするときは、あらかじめ在学校長の出場承認を得て、所属する都道府県高体連会長に届け出るものとする。

第3章 指導者

第6条（指導者のあり方）

- （1）指導者は、高等学校における体育・スポーツ活動の発展と心身ともに健全な競技者育成のため、競技者の模範となるよう努める。
- （2）高等学校における体育・スポーツ活動は、学校教育の一環として行われることを踏まえて指導にあたる。

- (3) 競技規則を守り、人権の尊重に十分配慮して指導にあたる。
- (4) 禁止事項については第4条（競技者の禁止事項）を準用する。
- (5) 体罰を行った指導者は、平成26年5月20日付け（26全国高体連第42号）による体罰根絶ルールを適用する。

第4章 罰 則

第7条（罰則）

競技者及び指導者が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは当該専門部及び都道府県高体連と協議の上、罰則を与えることができる。

第5章 改正その他

第8条（改正その他）

- (1) 本規程の改正及び実施に関して必要な事項の制定は、理事会の決定により行うことができる。
- (2) 競技者及び指導者の肖像権の取扱いは「肖像権等の取扱規程」による

附 則

平成14年5月30日より施行

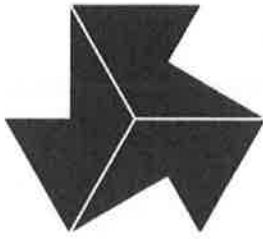
平成24年4月1日 一部改正「公益財団法人への移行に伴う表記の訂正」

平成25年5月21日 一部改正「加盟と登録の区別」

平成26年5月20日 一部改正「体罰根絶全国共通ルールの適用」

平成28年5月17日 一部改正「肖像権等の取扱規程を追加」

全国高体連マーク



競技は力であり、進歩は技の錬磨にまつ、競技者はこれをつつむに明朗な精神をもってせねばならない。
高体連マークを構成している三つのKは紅色によって浮き出され若人の情熱を示すドイツ語の頭文字をとったものである。

KRAFT 力
KUNST 技
KLARHEIT 明朗な精神

高体連の歌

作詞 増田文雄
作曲 小松清

深刺と ♩ 104
mf

あけ ゆく おお ぞら あか ねの あさの ひ あー

おぐ ころ は さ や か には れ て と *mf*

も にか た く み き ー た ー え ゆ く い ー *f*

の ち は つ ら つ い き あ が る *f*

と も よ い ぎ つ ど い な ん *ff*

こ う た い れ ん こ う た い れ ん わ れ ら わ か し *f*

- | | | |
|---|--|--|
| <p>一、 あけゆく大空
あかねの朝の陽
仰ぐころは さやかに晴れて
ともに肩組み 鍛えゆく
生命はつらつ意気あがる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し</p> | <p>二、 さみどり 萌えたつ
希望の この土
しかと踏みしめ 大気に伸ばす
この手 この脚 躍進の
ちから溢れて 血はおどる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し</p> | <p>三、 世紀のひかりは
野山に 波路に
うた声たかく こだまとひびき
たゆまぬ努力 技を練る
行手ほまれの花かおる
友よいざ つどいなん
高体連 高体連 われら若し</p> |
|---|--|--|